

玉村町立上陽小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会と兼務）

① 組織の設置

- 学校におけるいじめの防止、早期発見及び解決に向けて中核的に取り組む組織とする。
- 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、該当学年とする。
- いじめ対策担当教諭は生徒指導主任が兼務する。

② 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめ相談・通報の窓口となり、家庭・地域への周知を図る。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携対応を組織的に実施する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

- 職員会議では、全教職員で配慮する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図るとともに、生徒指導やいじめに関する研修を行う。

3 いじめ防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 学校経営方針のもと「子どもの笑顔があふれる学級経営」を推進する。
- Q-UやC&Sの活用を図り、学級経営や児童理解を深め、よりよい学級経営に努める。

(2) 学級経営力の向上

- 学年同一歩調を基本とし、開かれた学年学級経営を行い、互いに高め合えるようにする。
- 学級経営の研修やPDCAサイクルの機能化を図り、学級経営の評価・改善を図る。

(3) 楽しく分かりやすい授業の充実…学ぶ喜びを実感させる

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを全職員ですすめる。
- 一人一人が生きて働く知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性が育まれるようにする。また、学習意欲の向上や、学習習慣の定着を図れるようにする。

(4) 道徳教育の充実

- 全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 主体的・対話的で深く考える道徳の時間を着実に積み、いじめをしないような内面的資質を育てるとともに、一人一人の自己有用感を高める。

(5) 特別活動の充実

- 学級活動を工夫・改善し、子ども自らの実践化へつなげていく。
- 児童代表委員による「上陽戦隊ルールレンジャーレインボー」を中心とし、いじめ撲滅キャンペーンなどの「横の絆づくり」、異学年交流活動などの「縦の絆づくり」を軸とした児童主体の取組を行う。
- SOSの出し方教育プログラムを実施し、児童が様々な困難やストレス、トラブルへの対処方法を身につけられるようにする。

(6) 生活習慣づくり

○児童の内面から約束やルールを守れるようにするとともに、「あいさつ」、「受け答え」、「ありがとう」が気持ちよく言える子を育てる。

(7) 相談体制の充実

○Q-U検査結果の考察と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。

○スクールカウンセラーを活用し教育相談の機能化を図るとともに、専門的な立場からの助言を得る。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

○他の小学校や中学校、幼稚園や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見

○連絡帳やチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

(2) 複数の教員の目による発見→教科担当制や交換授業・出張授業・合同授業等

(3) 毎月「いじめアンケート」の実施

○毎月末に「いじめアンケート（このごろどうかな）」を実施し、いじめの有無を把握する。

(4) 本音で話しやすい職員関係（子どもの話題が気軽に出来る）

(5) 保護者や地域からの情報提供

○日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

○保護者が子どもの変化を読み取れるよう、年度当初の学級懇談会で「チェックポイント」※1を知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

(6) ○スクールカウンセラーやいじめ電話相談等、外部相談機関を紹介し、保護者や児童がいつでも相談しやすい環境を整える。

5 いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、町教育委員会へ速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

家庭用いじめ発見チェックリスト

- いつもと違って朝食を食べない。
- 登校時に体の不調を訴え、登校を渋る。
- 今までより外出を避けるようになる。
- 部屋に閉じこもりがちになる。
- 道具や持ち物が壊されたり、落書きされたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。
- あざや擦り傷があってもその理由を言わない。
- 家族との会話が減り、学校の話在意図的に避ける。
- 家族と視線を合わせない。
- 成績が下がり、反抗的になる。
- お金の使い方が荒く、無断で持ち出すようになる。
- いじめの話をするとう強く否定する。

子どもの気持ちは、日々変わります。該当する項目があったら、まず子どもから、話をよく聞いてください。子どもが話しにくそうな場合は、迷わず学校まで相談してください。

※いじめ電話相談

- ・いじめ相談ホットライン 0120-88-9756 (群馬県総合教育センター子ども教育相談室)
- ・子ども教育相談室 0270-26-9200 (群馬県総合教育センター)
- ・群馬県教委義務教育課 027-226-4619 (群馬県教育委員会義務教育課生徒指導係)
- ・少年育成センター 027-254-3741 (群馬県警少年課付置機関)
- ・こどもホットライン24 0120-783-884 (群馬県中央児童相談所)
- ・よい子のダイヤル 027-224-4152 (群馬県生涯学習センター)
- ・こころの健康センター 027-263-1156 (群馬県こころの健康センター)
- ・子どもの人権110番 0570-070-110 (前橋地方法務局人権擁護課)
- ・24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310 (各地域の教育委員会の相談機関)